

Q & A

Q. 教育訓練給付金制度は使えますか？

A. 精神保健福祉学科通信制は、一般教育訓練給付金の指定講座です。給付の対象になるかどうかはご自身でハローワークにお問い合わせください。

Q. 入学試験はありますか？また、選考方法はどのように行いますか？

A. 試験は小論文により行います。選考は、その他提出いただいた書類等を加味して総合的に判断します。

Q. 実習は自分の住んでいる近くでできますか？時期はいつごろですか？

A. 実習は、原則として事前に当学院と予め契約を交わしている施設・機関等で、厚生労働省に登録している所に限られますので、お近くに実習先がない場合もあります。しかし、ご希望があれば、新たに実習先として登録できる可能性もありますので、お早めにお申し出ください。なお、実習は実習指導者のいる機関にお願いしていますのでご安心ください。

また、実習時期と時間数については、7月1日から11月30日までの間に、精神科医療機関と生活支援施設で合計210時間以上の実習を行っていただきます。

Q. 実務経験がまだ1年に満たないんですが、実習は必要ですか？

A. 出願時に「実務経験見込み証明書」を提出していただき、要件を満たした時点で職場の証明権者の証明を受けて提出してください。その際に必要な書類は「実務経験証明書」及び「実務経験申告書」になります。ただし、退職等により1年以上という規定を満たすことができなくなった場合や、「実務経験証明書」及び「実務経験申告書」の提出がない場合は、実習が必要になりますので十分ご注意ください。

Q. 履修期間中に実務経験年数を満たしますが、実習は必要ですか？

A. 出願した年度内(3月31日)に必要な実務経験年数を満たしている必要がありますので、実習が必要な方(福祉系4年制度大学等を卒業した方で相談援助業務の経験が1年に満たない方)が、履修期間中に実務経験年数を満たしたとしても実習は必要になります。十分ご注意ください。

Q. 福祉系の大学で履修した科目があるのですが、科目は読み替えられますか？

A. 申請に基づき、履修科目の教育内容を審査し、その上で読み替えが可能な科目があれば、総履修時間の2分の1を超えない範囲で科目の読み替えを行います。ただし、経過年数によっては読み替えができないこともあります。詳細はP.15の「5. 成績証明書及びシラバスの写し(読み替え希望者のみ)」をご覧ください。

Q. 指定施設とは何ですか？

A. 入学資格に明記してある「指定施設」とは、厚生労働省が「精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務に従事した」と認める施設等のことで、実務経験として認められる「指定施設」となります。具体的には、資料(P.11～P.13の一覧表)の「施設種別」欄に明記されています。

Q. スクーリングを欠席したり、レポート提出や実習ができなかったらどうなりますか？

A. スクーリングは補講がありませんので、欠席した場合は留年となります。この場合、次年度に開催する同じ内容のスクーリングに出席していただくことになります。レポートを提出期限に提出できなかった場合、4レポートまで追提出できます。ただし、5レポートを超えると留年となります。精神保健福祉援助実習が修了できなかった場合は留年となり、次年度に精神保健福祉助実習を再履修することが可能です。